

平成 26 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 横江 実
(コード：3731、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 湯瀬 昭宏
(TEL022-722-0333)

株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ

平成 26 年 3 月 10 日付及び平成 26 年 3 月 20 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社株主である株式会社光通信(以下「光通信」といいます。)、佐々木英輔氏(以下「佐々木氏」といいます。)及び株式会社E・Sワン(代表者・佐々木英輔)(以下、「E・Sワン」といいます。)から新株式発行の差止め仮処分の申立て(以下、「本申立て」といいます。)を受けましたが、本日、仙台地方裁判所において、本申立てを却下する決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 却下決定に至った経緯

当社は、平成 26 年 2 月 28 日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、株式会社ノジマを割当先とした第三者割当による新株式の発行(以下、「本新株式発行」といいます。)を実施することを決議しております。

これに対して、光通信より、平成 26 年 3 月 10 日付にて、佐々木氏及びE・Sワンより、平成 26 年 3 月 20 日付にて、本申立てが仙台地方裁判所に行われましたが、本日、仙台地方裁判所は、本申立てについて、佐々木氏及びE・Sワンについては当事者適格を欠き、不適法として、株式会社ノジマとの業務資本提携は、株式会社京王ズホールディングスの現経営陣の地位の確保に直結するものではなく、本新株式発行が資金調達及び新たな事業のパートナーの必要性等に裏付けられた一つの経営判断と心得ることを主な理由として、光通信については理由がないものとして、却下決定を言い渡しました。

2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- (1) 却下決定がされた裁判所
仙台地方裁判所
- (2) 却下決定があった年月日
平成 26 年 3 月 26 日

3. 本申立てをした株主の概要

(1)

①	名 称	株式会社光通信
②	所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号光ウエストゲートビル
③	代表者の役職・氏名	玉村剛史
④	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	1,262,000株(22.48%) (平成26年3月7日現在)

(2)

①	名 称	佐々木英輔
②	住 所	宮城県仙台市太白区
③	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	850,500株(15.15%) (平成25年10月31日現在)

(3)

①	名 称	株式会社E・Sワン
②	所 在 地	宮城県仙台市太白区西多賀1丁目1-86
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木英輔
④	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	733,000株(13.06%) (平成25年10月31日現在)

4. 却下決定の内容

(1) 本件申立てを却下する。

(2) 申立て費用は債権者ら(光通信、佐々木氏及びE・Sワン)の負担とする。

5. 今後の見通し

光通信、佐々木氏及びE・Sワンによる本申立ての理由は、本新株式発行が「著しく不公正な方法」によるものであるというものでしたが、裁判所により、「著しく不公正な方法」による発行であるとは認めるには足りないとして、本申立ては却下されました。

当社は、本申立ての却下決定を受け、当初の予定どおり本新株式発行を行う予定です。なお、平成26年3月10日に株式会社ノジマより開示されました「(開示事項の経過)株式会社京王ズホールディングスとの業務資本提携及び第三者割当増資引受(子会社化)に関するお知らせ」において、当初の払込期日である平成26年3月31日には払込みを行わない旨が開示されておりますが、当社は、当該提携契約に基づき、平成26年3月31日の払込期日に払い込みを行うよう要請しております。第三者割当増資の詳細は、平成26年2月28日付の当社プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

以上